

# 支え合おうと思えば 雪から幸に!



金山町は、全国でも有数の降雪量・積雪量が多い地域として「特別豪雪地帯」に指定されています。町民の皆さんにとって雪処理は、冬期間の生活を営むために欠かすことのできない日々の作業となっています。

しかし、就労形態が多様化し、また人口減少や少子化・高齢化が急速に進む現代において、多くの課題が発生。冬期間でも安心して快適に生活を送ることのできる生活環境を整えるためには、行政の対応だけでは限界があります。

雪と向き合い、共存しながらより快適な生活を送るためには「支え合い」が最も重要です。町はもちろん、町民の皆さんや地域が果たすべき役割を担うこと。そしてお互いの理解と協力が、快適な生活への近道です。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

## ■ 流雪溝水路の利用について

快適に雪処理するにはマナーが大切！  
大雪の日は：  
水路への投入は手作業で必要最小限に。水上がりしたら：  
地域ぐるみで水上がりを理解し、相互の協力で解決しましょう。水上がりの知らせがあった時は、水路への投入は絶対にやめてください。



ポンプを利用した排水処理  
(平成28年1月20日：町道十日町羽場線)

## ⚠ 町道除雪について町からのお願い ⚠

- ※ 路上駐車は厳禁
  - ※ 道路に雪を出さないように
  - ※ 雪を置かれて困る場所には赤い旗を
  - ※ 屋根の雪が直接道路へ落ちないように
  - ※ 道路に張り出した立木や枝は伐採等の処理を
  - ※ 除雪に関する要望・苦情等は区長さんを通して
- ※ 雪を積ませていただく場所や積ませていただいた雪や農耕地等へ入った砂利等の除去については、例年地区の皆さんからご協力を頂いています。今年度もよろしくお願ひします。



今年、老朽化していた除雪ブレードを買い替え。旧機よりもブレード幅が約1m広くなり、効率性・機動性が向上。



金山町除雪班 班長  
菅原一徳さん (安沢)

## 町民目線の優しい除雪を心がけます


町道除雪については、新雪の降雪量が10cm以上観測された場合や降雪が続くと予測される場合などに、必要に応じて除雪班が出動し、作業にあたります。今年の除雪班は20名体制で、2人一組で10班を編成。新たに除雪班に加わった3名にも指導を徹底し、金山らしい丁寧な除雪を行います。

金山町は言うまでもなく豪雪地帯。世帯ごとに除雪への要望は様々だと思います。こまめに路線のパトロールを実施し、降雪・積雪の状況を把握しながら、班員一同、町民の目線に立った優しい除雪を心がけます。

## 雪に関する問い合わせはこちらへ


町道の除雪	役場 環境整備課	☎52-2111 (内線274)
県道の除雪	最上総合支庁 道路計画課	☎29-1398
国道の除雪	新庄国道維持出張所	☎22-1581
高齢者宅等の除排雪 (除雪費支給事業など)	役場 健康福祉課	☎52-2111 (内線261)
農業用施設等の災害 (ハウスや樹木の除排雪など)	役場 産業課	☎52-2111 (内線410)
雪による災害 (給油時の油もれ発生時など)	消防署金山支署	☎52-2913
雪による災害 (除雪・雪下ろし中の事故など)	新庄警察署金山駐在所	☎52-2922
電線について (雪による垂れ下がりや断線など)	東北電力コールセンター NTT東日本コールセンター	☎0120-175-366 ☎0120-444-113

**自力で除雪できない高齢者に対し  
除雪・雪下ろし費用を町が負担!**



▼事業 金山町除雪費支給事業  
▼対象者 住民税が課税されていない世帯  
・病弱な一人暮らし高齢者もしくは高齢者夫婦  
・心身障がい者で病弱な方  
・前述と同程度と認められる方  
▼支給額 上限28,800円 (経費の9割)  
※ご家族などから支援を受けられる場合を除く

**農業用施設の雪害防止対策には  
雪対策ハンドブックの活用を!**



以下の施設などの被害が近年増加しています。  
詳しい対策は「雪対策ハンドブック」で検索!

▼パイプハウス  
ハウスサイドの除排雪が行われていない  
被覆資材が張られたままで未使用 など

▼果樹  
枝に大量の雪が積もったままとなっている